

スイスにおける暴力と教会の対応

アンドレアス・ルスター・ホルツ

本論文は、キリスト教と文化研究センター（RCC）所属の“暴力とキリスト教”という研究会からの招きを受け、2003年7月14日に関西学院大学で行なった講演の原稿をもとに、加筆修正して寄稿するに至ったものである。

ここではある特定の問題について深く検証するのではなく、暴力と教会に関連して、現代のスイスに見られる状況について洞察を試みようと考える（第2章）。しかしまず、チューリッヒ市に起こった歴史上のいくつかのエピソードを例に、現代までの道のりを顧みる（第1章）。同時にこれが主題へのアプローチとなる。そして現代のスイスにおける人種差別（第3章）と亡命者受け入れ問題（第4章）の2点についても、視野に入れている。

1 歴史上のいくつかの事象

スイスとその歴史について、包括的に紹介するには紙面が足りない。しかし全く何もしないで済ませることを避けるべく、過去600年にチューリッヒ市で起こった歴史的な事象を3つ挙げ考察検証したい。それが、いつの時代にも何処ででも見出される、教会と暴力という問題性の認識につながるであろう。章立てについては、純粹に年代順であり、暴力に対する考え方、あるいは暴力の行使に対する考え方の進展具合とは何の関係もないことをお断りしておく。

- ・第一の事象：14世紀半ば、チューリッヒにおける初めてのユダヤ人迫害
- ・第二の事象：16世紀初頭、再洗礼派指導者のフェリックス・マンツ処刑
- ・第三の事象：1912年のチューリッヒにおけるゼネスト

1.1 1348年から49年のチューリッヒにおけるユダヤ人迫害

14世紀の前半、ペストがヨーロッパを襲った。南フランスからサボイ地方を通ってスイス西部に入り込んだペストは、瞬く間にスイス全土に広がった。人口の少ないアルプスの谷間も大きな街も、同様に被害を蒙った。チューリッヒにもこの“黒死病”は蔓延し、多くの人々が命を失った。人は当然原因を解明しようとする。すぐに、ある噂がまことしやかに流された。これは実はもう古くからありながら、この期に及んで確信的と考えられるに至ったもので、ユダヤ人がキリスト教徒を滅亡させるために、この恐ろしい病を引き起こしたというのである。具体的には、飲み水用の泉や井戸にユダヤ人達が毒を入れたとする非難であった。ユダヤ人の多くもペストで死んだという事実は顧みられなかった。だから、熟考すれば、このような咎は明らかに不条理なのだが、各地でユダヤ人が捕らえられ、当時のやり方で尋問を受けた。拷問に屈したユダヤ人達は、相手が望むとおりの自白を行なった。チューリッヒでも、井戸の汚染報告がなされ、数人のユダヤ人が捕らえられた。そして1349年2月、廻刑が行なわれた。しかしユダヤ人が完全に街から排斥された訳ではなく、その僅か5年後の1354年には全員に対する解放状が出され、ユダヤ人を虐待と差別から守ることとなった¹。

1.2 ツヴァイングリと再洗礼派（16世紀初頭）

二番目の事象を見てみよう。宗教改革を貫く理念は、人が聖書に頼り、聖書によってのみ生きることであった。この基本理念は解放をもたらすものであつたが、同時に大きな危険をも隠し持っていた。聖書の解釈に、各々が自分の理解するところをのみ尺度にしてしまうことにもなりかねなかつたからである。その結果、重要な箇所の理解にコンセンサスを取ろうとする努力を放棄し、独自の解釈のみが救いをもたらすと見なす事態も起きてきた。そしてこの点が、宗教改革の主流からいくつかのグループを引き離すこととなつたのである。

1 Oskar Pfister, Kirchengeschichte der Schweiz, Band I, Zürich: Zwingli Verlag 1964, pp. 352–354; 356.

チューリッヒにおける宗教改革の過程でも、聖書にその信仰的基盤の一切を帰する一派が、チューリッヒ市議会には到底受け入れ難い自由な行動を取るに至った。この一派は、その独特的洗礼觀から“再洗礼派”と呼ばれた。新約聖書には、洗礼は大人にだけ授けられるものとされているので、その考えに則り成人洗礼のみを旨とした。彼らにとって幼児洗礼は是認しうるものではなかつたので、幼子には洗礼を与えず、大人にだけ洗礼を施したのだ。幼児洗礼を無効として成人にのみ洗礼をするとなると、すでに幼児洗礼を受けている人々にも、再び洗礼を授けなければならぬ。それは教会側にとって受容不可能である。さらに、これもまた聖書に則った生活をするために、政治的な自由をも旨とした再洗礼派は、とうとう国家を相手取って争いを引き起こすこととなつた。チューリッヒの宗教改革者であるウルリッヒ・ツヴィングリですら、対再洗礼派対策として暴力を用いるのも止むを得ずとした。フェリックス・マンツは再洗礼派のリーダーの一員であったが、その後捕らえられて死刑を宣告された。マンツの死刑執行 2日前である1527年1月3日、ツヴィングリは、ザンクト・ガレンの親しい宗教改革者ヨアヒム・ヴァディアンに宛てて次のように書き送っている。

《早晚ハゲタカの餌食にされるべき再洗礼派の者どもは、ここで敬虔な人々の平安を侵害している。しかし、禍根はすでに断ち切られようとしている。神が教会を守られんことを。アーメン²》

ウルリッヒ・ツヴィングリは、かつての友であり同志であった者の死刑判決を、何の疑いもなく是認したのである。

1.3 1912年7月12日：チューリッヒの一日だけの労働者共和国

3番目の事象に移る。スイスの経済は、1910年、恐慌からの立ち直りを見せ始めていた。1912年春、チューリッヒの塗装工達は刷毛を置いてストライキに入る。賃金引上げ要求以外にも、“キリスト主義的同胞”と呼ばれるカトリック

2 Lukas Vischer... (ed.), Ökumenische Kirchengeschichte der Schweiz, Freiburg: Paulusverlag 1994, p. 115.

信者の同僚が、組合に加入するよう要求するストであった。この同胞らはまだ組合として組織されておらず、労働争議の効果を弱めるスト破りとなる危険があったのである。4月15日、カトリックのスト破りがピケ要員をリボルバーで射殺した。しかしこの男は裁判で殺人の罪を免れる。“労働者殺し”が無罪とされたことに、人々の憤激は高まった。ストライキはエスカレートして、1912年7月11日、ゼネストが布告された。チューリッヒ市内の公共交通と清掃業は、完全にその機能を停止した。市営ガス会社は、従業員達がストを回避していたため機能していたが、これとて攻囲されていた。市は連邦政府にチューリッヒへの軍隊出動を要請し事態収拾を図ろうとする程、状況は切迫していた。ストライキ実行委員会は、軍隊との衝突という重大な事態に機先を制し、大事に至らぬうちにストライキを終結させた。ゼネストのデモ行進の目的は達成されたというわけである。

チューリッヒ大学の神学教授であったレオンハルト・ラガーツに、このゼネストは深い印象を与えた。自ら出版していた《新しい道》(Neue Wege)という雑誌に、チューリッヒのブルジョワジーは、社会主義的労働者階級に対して冷酷であると書いている。そしてその他にも、次のように述べている：『社会革命とは、“あなたがたは神と富とに兼ね仕えることはできない”³という政策の、一つの実現化である。この革命には道徳的かつ宗教的真実が宿っているのである。』⁴

1.4 要約

以上が、チューリッヒの歴史からの三つのエピソードである。これらの事象が語るのは、暴力は至るところにあり、自分はどこまでそれに加担するのか、自らに問わなければならないということである。どんな時に暴力を許容するか、またどこで暴力と対峙すべきか、あるいはそれを積極的に支援するのか。一人一人が落ち込むジレンマは、山上の説教にある次のような有名なことばを

3 マタイによる福音書6:24、ルカによる福音書16:13。

4 Walter Baumann, Zürcher Schlagzeilen, Zürich: Orell Füssli 1981, pp. 33–35.

考えてみれば明瞭になるであろう。イエスは次のように語っている：
《あなたがたも聞いているとおり、『隣人を愛し、敵を憎め』と命じられている。
しかし、わたしは言っておく。敵を愛し、あなたを迫害する者のために祈りな
さい。》（マタ 5：43-44）

願わくは、全ての人々がこのことばを心に留めんことを。しかしこのことば
は、その響きが与える明確さとは裏腹に、大変理解しづらいものである。この
ことばの解釈をめぐる歴史は、それを正しく理解するのがどれほど難しいかを
物語っている。もう少し違う表現に変えて和らげる以外、理解する道はないよ
うである。そのようにして、その真価を最小限に薄めてみたとしても、十分注
目に値することばなのである。何故ならば、敵を愛することが不可能であって
も、せめて敵と慎重に付き合う術を見つけるべきであるから。

今一度、三つの事象の持つ意味を確認してみよう。

- ・14世紀前半のユダヤ人迫害の例は、異教徒の擁護に関して教会側が全く無
関心だったことを表わしている。宗教的アウトサイダーは安易に悪者扱い
され、その人達への虐待行為は問題を孕んでいるとは見なされない。
- ・再洗礼派指導者フェリックス・マンツの処刑の例は、自らが称するところ
の危険を回避するために、教会の側から意識的に暴力行為が行なわれたこ
とを表わしている。これは、カトリック教会の宗教裁判の事象を考えれば
さらに明らかになるであろう。
- ・最後の事例は、暴力が身を守るための防御策として、あるいは危険に対す
る防衛策としてのみでなく、自ら想像するところのより良い社会を実現さ
せるための手段として正当であると見なされる可能性があると、理解する
こともできる。

宗教的な先入観と、ある特定の人々を排除するための無批判で根拠のない暴
力行使によって、一方的に悪者にされた人間、異なった主義主張を持っていた
り、単に他者とは異なっているだけの人間が、これらの事象の背景にいる。こ
のようなパターンは今日の社会でも繰り返されている。無批判ではないとして
も、所謂大義名分のために、暴力は繰り返し正当化されるのである。暴力は常

に免責され、正当化され得るのだ。

現代の状況を考えるにつけても、人間が共生する場、共同作業を行なう場、何とか折り合いをつけて生きなければならない場では、常に暴力が起るものだという醒めた事実確認しか残らない。それ故、暴力とどのように向き合うかが問題となるのである。人間を、暴力行使する側とその被害を蒙る側に分けるのは、そのような境界線が決して絶対的あるいは一義的ではないという事實を覆い隠すだけであろう。どんな人間も二つの側面を持っている。ある場面ではより強く、またある場面ではより弱いものである。はつきり認識して暴力を回避し、また認識して暴力に甘んじることに、どこまで心の準備をすることができるか、各自が決断しておかねばならない。しかしその決断に基準はあるのだろうか。

暴力は至るところに存在する。ということは当然、教会という機構の中にもある。それ故、教会は暴力が門外の問題であり、自らが対処する必要がないというような顔はできない。そして、教会という組織内における暴力についても、目を閉じてはいけない。そこに、教会にとって二つの課題が生じる：

- 1) 公になった暴力または隠された暴力と、それに対する態度についての、社会的な分析
- 2) 自らの組織構造に対する分析と、暴力の防止・阻止措置の決定

2 “暴力克服の10年” のコンテクストにおける活動

現在、イスの教会も参加する世界教会協議会（WCC）の“暴力克服の10年（2001 - 2010）”という活動が行なわれている。年代順に並べられた例をもとに、各州の教会議会とイスプロテスタント教会連合（Schweizerischer Evangelischer Kirchenbund, 略して SEK）がどのような活動を行なっているか紹介したい。

2.1 ベルン及びジュラ州プロテスタント教会

この“10年”の活動が始まる直前の2000年11月25日、ベルン州及びジュラ州の改革派教会は、ある会議で暴力とその克服についての経験を調査した。その席上、政府代表者のフィリップ・ガルバーニは次のように述べた：

《政府議会の一員として、私は日々暴力行使しています。》

公務にある者の矛盾背理を、彼は説明したかったのである。国家は人々が私的制裁に走るのを止めなければならない。そのため国家は暴力独占体を所有し、必要とあらば暴力行使しなければならない。とは言え、限界がどこにあるか、国家機構が常に自問自答することが非常に重要であり、暴力と暴力投入の定義が常に新しく世の中で討議されるべきことをも、国家が認識しなければならないとしている。例えば、デモ行進者に対し、どのような措置が取られるべきかは、非常に議論の余地がある問題で、各地方自治体によって異なる基準が出されている。警察の厳しい締め付けはデモ行進者の抵抗をエスカレートさせることは明らかになっている。

この会合では、南アフリカからのゲストであるロアンダ・カ・ムスムザが、南アフリカの黒人しか住んでいないとある町について、講演を行なった。そこでは武器による暴力事件や麻薬乱用が日常的に起こっている。その町で、千人もの中高年の女性達が、自分の存在のみを拠り所として、個人宅や学校、警察署、病院といった、その町の所謂“ピース・ゾーン”、麻薬や武器、暴力の無い場所を作り上げているという。この女性達は、彼女達個人には実のところ全く何の関わりもないのに、その町のために働いているのだ。そしてこの人達の教育訓練は、スイス政府と教会の援助を受けて行なわれている。

2.2 スイスプロテスタント教会連合（SEK）

スイスプロテスタント教会連合は、2001年4月26日、暴力克服の10年開催大会を組織し、スイス各州教会の指導者、SEKのメンバー教会の“10年ファイル”責任者が招かれた。この“10年”は、非暴力文化を築き、共に平和のために尽くすための“挑戦”的ステップと考えられた。そして各教会ベースの運動と理

解されている。つまり、教会連合はこの活動を自ら運行することを使命と考えてはおらず、そのような活動の火付け役に留まっているのだ⁵。

2.3 ジュネーブ州教会

2002年1月20日、ジュネーブ州内21の教会と他の宗教的団体の会合が開かれた。警察の心理学者、労働組合代表者、青少年対象のソーシャルワーカー、そしてジュネーブの雇用均等代議員が、自分の職務について報告した。教会のイニシアティブとして、特に外国人女性の緊急時に助力や宿泊場所を提供する救世軍のセンターが紹介された。この外国人女性は主に娼婦だが、始めは芸能関係のビザでスイスに呼び寄せられ、後に搾取されて経済的困難に陥ったのである。救世軍婦人の家のリーダーとしての経験が、アンヌ・マリー・フォン・アルクスをして次のような結びの言葉を言わしめたのであろう：

《私達に関わりのないことでも、干渉しなくてはなりません。》

彼女のこの言葉に、異議を唱える者はなかった。《自分達に関係のないことでも、干渉する》、それはかなりの勇気と自信が必要とされる。

他州とは異なり、教会と州の行政が密接な関係を保っているチューリッヒ州では、例えば道徳的良心などとして、教会が行政に相反するものとして行動をすることはない。むしろ、教会の代表者、牧師、一般人が非教会的オーガニゼイションで共に働いたり、そのような団体を築き上げたりしている。その方が教会という機構の中で苦戦したり、地区行政の中であがいたりするよりも、より速く、自由に目的を成し遂げられる事が多いのである。

2.4 ザンクト・ガレン州教会

2002年11月15・16日、ザンクト・ガレン州で組織された会合では、《平和教育フォーラム》のウエリ・ヴィルトベルガーが自らの研究を発表した⁶。人間

5 SEK・FEPS-Bulletin, 2/2001, p. 11を参照。

6 平和教育フォーラム(IFOR-CH)は、International Fellowship of Reconciliation(IFOR)のスイスドイツ語圏内での支部である。

同士の衝突には、暴力の反応が引き起こされる。その際、ことばによる暴力は一あるいは沈黙による暴力というのもあるが—肉體的暴力と同様に傷を与えるものである。ことばであれ肉體的であれ、結果的には一方がそれによって苦しみを受けるのだ。これが衝突の終結に繋がることは稀で、大抵は衝突をエスカレートさせることになる。争いは強者が押し切る形となる。ウエリ・ヴィルトベルガーのモデルの本質は、衝突した相手と同じ次元で対峙しようというするところにある。すなわち、誰でも自分の主張を固持する一方、相手の意見を注意深く傾聴すべきなのである。正しいか正しくないかを一義的に決め付けなければ、暴力無しに双方の当事者が許容できる解決策を見つけることができる。ここで明らかなのは、非暴力とは受身的な暴力拒否とは何ら関係のないものであるということだ。紛争を暴力無しに解決するには、本来大変な労を必要とする。紛争が起こっても何もせずに、暴力を回避して黙る人は、そうすることで実は罪の一部を背負い込む。目をそらせる者は、暴力に加担するのである。何故なら犠牲者は単独では救いが無いのだから。けれども、一つの社会で暴力を紛争解決のための正当な手段として許容しなければ、より暴力の少ない世界を創り出すことが可能になるのである。

2.5 チューリッヒ州教会

チューリッヒ州教会議会の研究チームの一つは、“10年プロジェクト”に触発されて、このテーマをどのように各教区に取り込むかを検討する大会を、2003年1月11日に開いた。若者層における暴力、ドメスティック・バイオレンス、非暴力的紛争解決、キリスト教とイスラム教の対話から生まれる日常的和平、聖書研究を手がかりとした神学と暴力、紛争地域への平和部隊投入といったテーマが取り上げられた⁷。

チューリッヒの市会議員でありチューリッヒ市警察総監のエスター・マウラーも招待されていた。彼女は自分の研究発表を次のような要約文で始めた。

7 Notabene, 1/2003, p. 10を参照。

アルベル・カミュの《正義の人々》という書からの引用である：

《狂信的イデオロギーであるテロリストが、革命主義理想主義者に語った。如何に多くの罪の無い子供達が飢え死にしていることか。お前が馬車に爆弾を投げて、あの圧制者を殺せば、飢え死にしてゆく子供達を救うことができるだろうと。ところが、圧制者の馬車には2人の罪の無い子供が同乗していて、爆弾攻撃を仕掛けば圧制者もろとも死んでしまう。理想主義者は、罪無き子供達を殺すのは不正行為で、どのような場合でも決して正当化されるものではないと固く信じている。不当な行為から正当なシステムは絶対に成立し得ないと信じているのである。》⁸

マウラー女史は、警察総監として日々暴力と向き合っているという。どんな時に暴力が正当化されるかという問いは、以前からずっと彼女を悩ませているが、未だに決定的な答えが見つからないらしい。暴力の全く存在しない社会など夢物語、問題は暴力から身を守るのに、どの位の暴力を行使して良いものかということだそうである。

“10年プロジェクト”とは別に、チューリッヒの教会議会は2002年、権力濫用、暴力行使及び境界侵犯、つまり性的暴力について、一連のテーマを研究調査するよう、人事運営委員会に指示を与えている。それを基に、取るべき行動や処理方法の指導、相談所案内、法的基礎事項などに関する具体的な指示を与えるパンフレットを作成し、教会関係者に配布する予定である⁹。

2.6 要約

スイスの教会は、暴力にまつわる多種多様な問題の存在を正しく認識しており、“暴力克服の10年”との関連において徹底した活動を行なう用意もできている。教会組織内部の問題でない限り、スイスの教会は大抵の場合非教会組

8 Notabene 1 /2003, pp. 12–13または <http://zh.ref.ch/archiv/maurer.pdf> を参照。

9 チューリッヒ州教会2002年度の年鑑39ページ、ドイツで既刊の次の本も参考：
Anton Bittler und Norbert Copray (ed.), *Mobbing und Missbrauch in der Kirche: Zur Schadenserkennung und Schadensbegrenzung*, Oberursel: Publik-Forum-Verlagsgesellschaft 1999.

織、例えば公官庁や他の専門家達と共同で仕事をしている。例えば“依存関係濫用に対する共同体”(AGAVA)は1999年、弁護士1名、精神療法医1名、精神科医1名、牧師1名で立ち上げたものである¹⁰。この共同体の目的の一つは、権力濫用と依存関係上の搾取を大幅に減らし、これらの問題に関して一般的の意識を高めることにある。2000年以降、精神療法、医学、法学、警察、教育機関、教会、ソーシャルワーク、養護施設等々の分野から専門家を集めた会議が3回持たれたが、特に2003年5月30・31日に開かれた3回目の会議では、音楽大学でのセクシャル・ハラスメントが如何に多いかという事実が、その直前に明るみに出たこともあり、目下焦眉の会議となった。MIRA¹¹という協会は、私的ベースをもとに、余暇活動における性的搾取の防止するべく活動を行なっており、特にその分野のスポーツ関係協会の協力を得ている。MIRAというネーミングは、“見よ”というイタリア語に由来している。多くの人は何か良くない事が起こっているのに気づきながら、躊躇してそれを徹底的に調べようとしない。そういう警告を兼ねた名称なのである。

一方、イスプロテスタンント教会連合(SEK)や様々な州教会議会は、その時々に適った問題提起を行なっている。例えば国外退去を命じられた亡命者や教会亡命者に関して、国に対する反対活動の正当性を議論し、1988年にはその調査論文を刊行した。

教会関係の問題として特筆すべきは、ベルン＝ジュラ州教会による牧師とその家族に対する迫害の調査である。これも見過ごしにはできない深刻な問題であることが窺がえる。

3 人種差別、あるいはマイノリティーとの関係

《ある社会の力は、多数派が少数派と如何にうまく付き合っているかにある。》
これは‘イスのマイノリティー協会’(Gesellschaft Minderheiten in der

10 <http://www.agava.ch> を参照。

11 <http://www.mira.ch> を参照。

Schweiz、略して GMS¹²⁾ のチラシにあることばである。恐らくウインストン・チャーチルの次のことばをもじったものと思われる。

《マイノリティーの扱いが、民主主義という体の体温計の役目を果たす。》

多数派が少数派とどう付き合うか、これがどのような影響を及ぼすのであるか。あるいは、逆から考えてみよう。少数派は多数派にとってどんな役割を果たしているのであろうか。

歴史を顧みると、多数派が少数派との関係において何か描いことをすれば、それが民主主義的国家形態全体を危険に晒し、ひいては自由を以って己が道を生き続けることや、人間の尊厳をも危ういものにしてしまうのである。

3.1 日常における反ユダヤ主義

ここでは、2003年5月16日にある大会で、《反ユダヤ主義—イスにおける人種差別》という題でシギ・ファイゲルが話した事を再現したいと思う。この大会は、スイスのマイノリティー協会（GMS）と反人種差別・反ユダヤ排斥基金（Stiftung gegen Rassismus und Antisemitismus、略して GRA）が組織した¹³⁾。シギ・ファイゲルはユダヤ人として田舎のカトリック教が主流の州に育った。彼は自分の学校時代の思い出を次のように語っている：

《ハンスリという男の子がいました。この子は私のブロンドの妹が大のお気に入りでした。いつも言っていました、この妹は洗礼を受けさせなくちゃ、そうすれば地獄に落ちなくて済むからねって。妹が地獄に落ちたらかわいそうだろ、お前はどうでもいいけどさ。》

ところで一番最初に会った時、私の額を指で弾いて、『お前の角はいったいどこだい？』と聞いたのも彼でした。私が驚いて『何で僕に角があるんだい？』と聞くと、『ああ、だって神父さまが言ってたよ、ユダヤ人は悪魔だって。悪魔には角があるだろ！』そのように、ハンスリのその頃の世界観は安直なもの

12 GMS は1982年に設立され、マイノリティーの擁護に努めている。<http://www.gms-minderheiten.ch/gms.html> を参照。

13 GMS と GRA は共同で“スイスにおける人種差別の事件”という年鑑を発行している。

14 ヨハネによる福音書 8：44を参照。

のだったのです。》¹⁵

これは肉体的な暴力とは関係がない。彼は全く動搖を見せなかった。現在82才になるファイゲルは、子供の頃のこの逸話をもの静かに語ったが、当時の彼にとってはかなりの衝撃だったことであろう。1998年にシギ・ファイゲルの人となりについての本が出版されたが、その題名は《保護観察中のスイス人》である¹⁶。このタイトルが暗示するのは、スイスに生まれ、スイスに育ち、スイス国籍を持つシギ・ファイゲルが、本当にスイス人として受け入れられていないという事実である。他者に順応して振舞っていれば、スイス人と見なされる。目立つタイプではない。裕福なビジネスマンで、後には弁護士になったこの人物に、誰が文句をつけられるであろうか。ところが、一度何か対立意見を出そうものなら、スイス人であることを否認される。スイスが気に入らないのなら故郷へ帰れ。彼の故郷はイスラエルということにされ、イスラエルへ行けと勧められる。もしスイスに残りたいのならば、同化するのが身のためだと。似たようなことを、冷戦真っ只中の約50年前、人は共産主義者に対して言ったものである。《モスクワへとっとと帰れ！」と言われれば、身内の悪口を言う奴はここでは用がないという意味に受け取られた。政治に関わる教会の代表者も、同様に扱われた。

3.2 マイノリティーとは

マイノリティーの特徴は、マジョリティーと何らかの形で違いがあることだ。何かが違うのである。多くの場合、この違いは例えば異なる方言、異なる信仰、あるいは異なる肌の色によってもたらされる。社会的アウトサイダーの場合、部分的には自ずから選んだ違いかも知れないが、大体はそうならざるを得なかつた相違なのである。着るものや髪の色で、わざわざマジョリティーから切り離されようと試みる者もある。20年前、世にはパンクと呼ばれる種の若

15 2003年5月16日の発表から。http://www.gms-minderheiten.ch/pdf/SFeigel_160303.pdf を参照。

16 Schweizer auf Bewährung, Klara Obermüller im Gespräch mit Sigi Feigel, Zürich: Chronos Verlag 1998.

者が、そうやってこのシステムに取り込まれていた。私の高校のクラスメイトにもパンクが二人いた。兩人とも高校卒業試験を受け、大学で勉強する資格を受けた。服装の流行り廃り以上の意味が、本人にはあったのかも知れないが、それ以降長いことパンクの姿をした若者は見受けられなくなつた。最近再びそのような格好をした若者が増えている。彼らは本当に社会からドロップアウトし、路上生活者としてその生計を物乞いで立てている者も多いらしい。彼らの存在それだけで、人々は彼らに対する敵対心を顕わにする。普段は温厚な人でも、そのような若者を見ると決まって罵りの声を挙げ、警官を若者に喰けんばかりである。

マイノリティーというのは、事程左様に何らかの意味で異なるものである。マイノリティーが社会的慣習に従わないという事実は、脅威として受け止められる。他の人より目立つ者は、それを感受する。イスでもそれは同様である。今日においてもそうである。絶対に目立ってはいけない、中間位置に残つて、というのが、人間社会のスローガンのようである。

チューリッヒの精神分析医マリオ・エルトハイムは、全能の希求が人間の発達に大きな影響を与えたとしている。全能が人間をして世界をより人間くさく作らさしめたり、世界を憎悪に満ち溢れさせ、破壊させたりするのだと。この2つの選択肢は、表裏一体である。ある人は普遍性に自分の才能を注ぎ込んで、証明と承認を得ることができる。しかしそれができないと、周囲から軽蔑され、最低の評価を下されてしまう。そうなると、行き着くところは自動的にアウトサイダーの地位となる。《軽蔑は全能の最も安易な形》なのである。人は、他者を見下すことで自分が優れていると感じるものである。そんなやり方で、人は自分が強大だと感ずることが十分可能なのだ。一つの文化から暴力が造り出されるのは、個人が最低評価を下されることを許したためである。そのような人間が暴力の魅力に屈したりすると、簡単に過度の暴行に走ることになる。人がそのような感情を抱くと、あるいはそのような感情によって右傾化すると、暴力は正当なものとなるようである。既にウルリッヒ・ツヴィングリにしてからがそうであったが、ランボーやターミネイター、ジェイムズ・ボンド

の出て来る映画でも同様のことが言えるであろう。

3.3 マイノリティーの擁護

以上のような理由から、マイノリティーはマジョリティーから積極的に守られなければならない。あらゆるかたちの人種差別をなくそうとする、1965年の国際協定に加入するために、スイスはそれに相応しい刑法修正に取り組まなければならなかった¹⁷。それは自然の成り行きであったにも拘らず、刑法修正に反対する国民投票が企てられた。100日間に5万もの署名を集め、国民の表決に委ねられたのだ。反ユダヤ主義の処罰基準は、1994年9月25日の国民投票で、轟々のアジテーションがしばらく続いた後、それでも54.7%の賛成多数で可決された。反人種差別法（ARG）は次のように謳っている：

《第261条（刑法）、1995年1月1日より施行

- ・公共の場で、ある人物あるいはあるグループにその種族や民族あるいは宗教に基づいて憎しみや差別の罵声を浴びせた者、
 - ・公共の場で、ある種族、民族あるいは宗教に属する者を組織的に侮蔑または中傷するためのイデオロギーを広めた者、
 - ・同様の目的でプロパガンダ活動を組織したり、助成した者、あるいはそれに参加した者、
 - ・公共の場で言葉、書記言語、画像、ゼスチャー、暴力行為あるいは他のやり方で、ある人物またはあるグループについて、その種族や民族、宗教のために人間の尊厳を傷つけるような方法で侮蔑したり差別したり、あるいは上のような理由から集団虐殺や他の罪を犯し、人間性を否定したり、甚だしく過小評価をしたり、あるいは正当化しようとする者、
 - ・一般のために利用されるべく提供された、ある人物やグループの働きを、その種族や民族、宗教のために拒否した者、
- これらの者は投獄や罰金により処罰される。》

17 これに関する情報は、次のスイス連邦の反人種差別委員会のホームページで見ることができる。<http://www.ekr-cfr.ch/d/dokumentation.htm>

スイスのマイノリティー協会（GMS）は、始めはまだ確固としていなかった反人種差別法の応用を積み重ねることに、常に注意を払っていた。何故なら、調査裁判所は告訴を事前に退けたり、訴訟手続きを遅れさせたりすることが多かったためである。何となれば、この法は実施可能ではないと裁判所では考えられていたからだ。足踏み状態は最初のうちだけで、その後は多くの告発がなされており、起訴も起こっている。この間に、最初の裁判の判決も下された。多くの批判を呼んだ反人種差別法案は、実行可能な法規であることが証明されている¹⁸。

3.3.1 反人種差別法適用の実例

ビール市参事会員でスイス自由党（FPS）党首であったユルク・シェーラーは、あるスイス人の告訴によって法廷に出廷しなければならなかった。原告はFPSのコミュニケを引き合いに出し、コソボ出身の民族マイノリティーについて人間の尊厳を傷つけるような表現で貶めていると批難した。2003年5月13日、裁判官はシェーラーがコソボ出身のアルバニア人総てを犯罪人と同等視していると判断を下した。それにより、シェーラーは明確に断定された人民のグループを侮蔑した罪で刑法に引っ掛かることとなり、2000フランの罰金を言い渡された。¹⁹この判決は、その次に高い裁判機関である州裁判所に持ち込まれたが、全く同様の判決が下された。

3.4 暴力の犠牲者の保護

1993年、スイスでは犠牲者援助法が導入され、刑事訴訟手続きにおいて犠牲者側にいくつかの擁護権及び情報規制権が認められた。例えば、正当な理由があれば、加害者と直接的に対面することを拒否することができる。肉体的暴力、殺戮、性的犯罪の犠牲者は、無償で診察を受けたり可及的速やかな援助を受けることができる。加害者が自分の起こした損害を賠償できず、保険でも支

18 <http://www.gms-minderheiten.ch/argbp.html> を参照。

19 <http://www.antifa.ch/Texte/030513bund.shtml> を参照。

払いがなされない場合、経済的に苦しい立場にある被害者には、国が損害の一部を負担し、それに相応しい額を加害者に請求するようとする。犯行によりとりわけ精神的な苦境に立たされた犠牲者には、その経済的状況には関わり無く補償が支給される（国は後に加害者にその額を返済請求できる）。1993年までは、暴力犯罪の被害者は法律的な援助以外、援助や補償を受けられなかつたため、そこで二重の意味で被害者となっていたのである。

3.5 要約

《ある社会の力は、多数派が少数派と如何にうまく付き合っているかにある。》

マジョリティーは多くの場合、まずマイノリティーとの公正な付き合い方を習得することから始めなければならない。これは教会にも要求されることである。教会学校では、最近では15年前程には出席者が集まらないのだが、この観点について青少年が意見を交すことのできる場が与えられている。成人教育の場でもそれは同様である。

4 亡命者受け入れ問題

イススには、昔から人道的な亡命者受け入れの伝統がある。フランスからのユグノー派の避難民を16世紀に受け入れている。第二次世界大戦中には、難民の受け入れを制限する政策が決定されたが、それは難民受け入れによって、中立国イススも攻撃を受ける危険があるのでないかと考えたためである。その時のスローガン“ボートは一杯だ”（Das Boot ist voll）は、当時の一般国民の危惧の念を表わしたものである。結果的に10万人ものユダヤ人難民が国境で拒絶され、ドイツに戻された。その殆んどの人々をドイツで待ち受けていたのは、確実に死であつただろう。しかし、中には個人的に立ち動いてユダヤ人を救つたイスス人もあった。例えばチューリッヒの難民牧師、パウル・フォークトや、当時ザンクト・ガレンの警察隊長であったパウル・グリューニンガーなどがそうである。

2002年末スイス国内にいた亡命者は、93,741人であった。これは総人口の1.27%にあたる。外国からの難民にどう対処するかという問題は、従って目下焦眉の問題と言えよう。これらの亡命者の世話をしたり、法律的な問題の解決を手助けするため、チューリッヒ州ではチューリッヒ亡命希望者相談所 (Zürcher Beratungsstelle für Asylsuchende、略して ZBA) を立ち上げた。この相談所は、その大部分をプロテスタント教会及びローマ・カトリック教会の経済的援助で賄われている。両教会は相談所に必要な予算50万フランのうち、各々19万フランずつ支払っている。2002年度、この相談所で直接的あるいは電話を通してなされた相談件数は3,393件であった。86カ国から来た2,557人の難民が相談所の助言に従い、亡命者手続きで手助けを受けた。うち694人は旧ユーゴスラビアから、251人はトルコから、213人はイラクからの難民である。以下、中国25人、北朝鮮あるいは韓国（南北の別は不明）3人などとなっている²⁰。問題は審査手続きにいつも時間がかかり過ぎ、審査が済んでから国外追放にするのは、人道的な観点から責任が負えなくなってしまう事である。スイスのキリスト教教会は、2003年3月31日、共同の態度表明を行なった。タイトルには“人間的な亡命者政策のため”と謳われ、偏見にとらわれない議論と、亡命希望者との接触に人間の尊厳重視を要求した。

過去20年間における亡命希望者に対する当局の対応には問題が多くなっている。その結果、多くのキリスト教信者が、スイスの亡命者受け入れ政策の問題に根本的に取り組むようになっている。国外退去を命じられた亡命希望者を、当局の目から隠すのが正義だという結論に達した者もある。当然、当局側には支えとなる法律規約がある。国外追放となつた亡命希望者を置おうとする者は、それに対して人間の良心に訴えた。人間性が問われる場面では、良心は法律規約を凌駕すると主張したのである。そして時に暴力的ですらある亡命希望者の故国への送還を遅らせたり妨害したりした。

スイスプロテスタント教会連合 (SEK) は、ベルン及びジュラ州教会から“教

20 Zürcher Beratungsstelle für Asylsuchende, Jahresbericht (年鑑) 2002.

会亡命者”、“良心の決断”、“抵抗権”といった概念を、神学的・社会倫理学的に明らかにして欲しいとの依頼を受けた。1988年、SEKは“抵抗？—キリスト教徒、教会、亡命”というタイトルの報告書を出した²¹。

この報告書では、西ヨーロッパ型や北アメリカ型の民主主義的法治国家において国に対して反抗する権利は、基本的に不可能であるというテーゼに反駁している。スイスの法秩序においても、個々のケースで国家の指示に逆らい、自らの良心に則って行動することに対し、かなりの自由スペースが与えられている。良心の行動を取ることで、自分を相対化するのではなく、特殊な紛争状態に相応しい対処を可能にするのである。そうすることで倫理的な“人間性に適った”秩序を正当化することができる²²。

さらに、法治国家においても個々のキリスト教徒が己の良心に従い、いやむしろ義務感に駆られて、そのような態度が有効な法規をもって正当であると見なされなくても、国の命令に従うことを拒否する状況が生じ得る。とりわけ、人間の生命・健康・所有私産などが関与する場合、その傾向は強くなる。この報告書はしかし、そのような“権利”を軽はずみに行使することを戒めていて、個人としてクリスチャンであると同時に、責任ある国民である自分が、国の法律に違反するかも知れない状態で何を考慮すべきか、いくつかのヒントを与えていている²³。報告書は《実際の行動のための指針》と見出しが付けられた章で締め括られている。そこでは、考えうる限りの困難な個々の状況に対して、いつでも応用可能な助言などないと強調されている。しかし、責任ある対処のための原則がいくつか挙げられている。

- ・結論への到達は急に行なわれるべきではない。
- ・相手は通常、有効な法規の範囲内に留まっているものだから、まずはその法規を大いに活用すべきである。それから、所謂“より高い権利”的規範に助けを借りればよい。

21 'Glaube, Kirche, Ökumene'（“信仰、教会、エクメーネ”というシリーズの第二巻）、Bern 1988; ISBN 3-7229-6002-9。

22 前掲書の序言を参照。

23 前掲書を参照。

- ・関係当局との共同作業は可能な限り保持する。
- ・同時に、個々の行動にかける時間や労力の割合を相対的に保つ。
- ・どのようなモチベーションが人を反抗させ、例えば退去命令を受けた亡命希望者を置わせるのか、自問してみる必要もある。
- ・行動の結果を亡命希望者本人は自分の責任として負うことができるか。
- ・後で全く守れなくなる約束をしてはいなか。
- ・このような行為が亡命者政策にどのような影響を与えるのか。

5 教会と暴力

本来言及されるべきであったテーマがいくつか残された。青少年の暴力、ドメスティック・バイオレンス、看護の場での、看護される人に対する暴力などである。このような範疇では、イスの教会は直接的に活動を行なっていない。一方、積極的な活動を行なっている分野では、行政省庁との共同作業、あるいはNGO団体との連携作業を中心である。

“暴力克服の10年”は、1998年に提議された時、34年前に提唱された“人種主義との闘争のためのプログラム”、及び“婦人と連帯する教会の10年”の延長線上に進められているとされた。つまり、第1章の終わりに述べた教会の二つの課題が、新しいものではないことが分る。そのような観点から見れば、達成されたものもあるし、まだまだするべきことがあるものもある。しかしそれ全ては、目標に到達するべく全力投球を続ける人々にかかっている。残念ながらこの全力投球も、周囲からの批難をその時々にどの程度まで黙認することができるかにかかっているのだ。ある社会における欠損部分が明確に曝されてはいても、それを直そうと努力する人が、そのためにどれだけの労力を強いられているか、判る人ばかりではないからである。

この“10年”プロジェクトのタイトルは、とても楽観的に聞こえる。暴力の克服について語られている。しかしそれは、いつかは片が付くというような問題ではないのかも知れない。何故なら暴力は、人間とは切っても切り離せない

ものだからだ。暴力拒否、あるいは非暴力というのは、易々と手に入れることができるものではない。今後も常に注意を怠らず、大変な努力を続けるしかないのだ。“10年”プロジェクトが終わっても、“教会と暴力”はアクチュアルなテーマとして残るだろう。教会が企てる事柄を見れば、教会が自分たちの社会にいる弱い者、社会的アウトサイダーや異国人のために全力を尽くすという自分の課題を、どの程度真剣に受け止めているかが判るのである。それは教会の信用問題と、イエス・キリストの福音の宣べ伝えにとって決定的である。